

安全安心

まちづくり ニュース



高知県犯罪のない安全安心
まちづくりシンボルマーク

みんなで始めよう!
犯罪のない
安全安心まちづくり

令和5(2023)年度
第3号

電動キックボード（特定小型原動機付自転車） の新しい交通ルール！

改正道路交通法
令和5年7月1日から



令和5年7月1日から、特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードに関する新たな交通ルールが適用になりました。

特定小型原動機付自転車とは

原動機付自転車の一種で、
下記の要件すべてに該当するものです。

- ・ 最高速度 20km/h以下
- ・ 長さ 1.9m以下
- ・ 定格出力 0.6kw以下
- ・ 幅 0.6m以下



乗ることができる人

○ 16歳以上 不要
免許は

乗ることができない人

× 15歳以下 禁止
運転



乗る前にチェック！

- ナンバープレートを取得しているかチェック！
- 道路運送車両の保安基準を満たしているかチェック！
- 自動車損害賠償責任保険（責任共済）に加入しているかチェック！

自分の命を守るため、ヘルメットを
着用しましょう！

